

高浜発電所3、4号機の保安規定変更認可申請の補正書の概要

【保安規定変更認可申請とは】

保安規定変更認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法第43条の3の24）に基づく手続きで、運転管理（手順、体制等）等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、原子炉等による災害の防止上十分であることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するものである。

【主な補正内容について】

・工事計画認可申請および保安規定変更認可申請の審査等の内容を反映。

保安規定の構成	主な補正内容
総則	—
品質保証	—
保安管理体制および評価	○原子炉主任技術者の選任（担当する原子炉について兼任する職位の職務を実施しないこと、および代行者の選任要件の追加。）
運転管理 （添付含む）	○現場訓練による成立性確認方法の見直し 現場訓練による成立性の確認に加え、机上訓練による成立性確認を実施することを追加記載。 （訓練内容） ・要員の力量を維持向上させるための教育訓練 ・設置変更許可に記載している重大事故対応の成立性を確認する訓練（操作や作業が想定時間内にできるか等の評価を実施） ○運転モードによる必要な運転員数の見直し 「3号炉、4号炉とも炉心に燃料が装荷されている場合」、「何れかの炉心に燃料が装荷されている場合」、「3号炉、4号炉とも炉心に燃料が装荷されていない場合」のそれぞれの状態に応じて、重大事故等の発生を想定した場合に必要な1、2号炉および3、4号炉の運転員数を設定。 ○新規制基準適用炉（3、4号炉）と未適用炉（1、2号炉）の記載分け 新規制基準が適用されるものとそうでないものを区分するため、「3号炉および4号炉について」あるいは「1号炉および2号炉について」等を条文中に記載し明確化。 ○重大事故等対処設備の竜巻対策に係る運用見直し （予備機を含めた運転上の制限の設定等） 竜巻の影響を考慮し予備機を含めて分散配置すること、かつ、安全機能を確保するため予備機を含めた機器（ポンプ等）の必要台数を記載。 ○津波防護施設に係る運用見直し （取水路防潮ゲートの運転上の制限の設定等） 取水路防潮ゲートが遠隔閉止信号によりゲートが落下可能（ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないこと）であることを確認、および確認できなかった場合には原子炉を停止することを記載。
燃料管理	○使用済燃料ピット内の未臨界性確認の追加 「新燃料の貯蔵」「燃料の取替等」「使用済燃料の貯蔵」の各条文中に、燃料を移動させる前に、燃料の貯蔵や取替え後の状態でも臨界とならないことを確認し管理することを記載。
放射性廃棄物管理	—
放射線管理 （添付含む）	—
保守管理	—
非常時の措置	—
保安教育	—
記録および報告	—
附則	○1、2号炉については、新規制基準の適合の確認がなされるまでは燃料を装荷しないことを記載